

第9回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

【事業報告】	会計監査人の状況 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
【連結計算書類】	連結株主資本等変動計算書 連結注記表
【計算書類】	株主資本等変動計算書 個別注記表

(2024年8月1日から2025年7月31日まで)

デジタルグリッド株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項からこれらの事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,428千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,208

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役会は、コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンスに関する基本方針を定めると共に、コンプライアンス行動規範を制定し、取締役及び使用人にコンプライアンスの実践を求める。
 - ・取締役及び使用人は、当社の定めた諸規程に従い、企業倫理の遵守及び浸透を行う。
 - ・中立・独立の社外監査役を含む監査役会により、監査の充実を図る。
 - ・コンプライアンスを推進する部署及び内部監査を担当する担当者を設置して、取締役及び使用人の教育、コンプライアンスの状況の監査等を行う。
 - ・内部監査担当者は、法令等遵守状況についての監査を実施し、その結果を取締役会、監査役会に報告する。
 - ・取締役会は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、弁護士や警察等とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る情報については、文書（電磁的記録を含む。）の整理保管、保存期限及び廃棄ルール等を定めた文書管理規程に基づき、適正な保存及び管理を行う。また、取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・諸規程を整備し、事業活動を行うにあたり経営の脅威となりうる要因への対応力を強化する。全社的なリスクマネジメントの統括部としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、各部署におけるリスクマネジメントの適正化を図る。
 - ・不測の事態が発生した場合には、対策本部を設置し、必要に応じて外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、被害・損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会を最上位の意思決定・監督機関と位置付け、運営及び付議事項等を定めた取締役

会規程を制定する。

- ・また、社内の指揮・命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、経営組織、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。
- ・取締役会は月に1回定期的に、又は必要に応じて適時に開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。

⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社等の業務の適正を確保するため、子会社等の経営に関わる基本的事項に関して管理及び指導を行う統括部署としてコーポレート部が担当する。
- ・子会社等が当社の法令等遵守態勢をベースに各社固有の事情を踏まえた実効性ある法令等遵守態勢を構築できるよう推進し、コンプライアンス上の重要事項については適宜報告を求める。
- ・財務報告の適正性を確保するため、一般に公正妥当と認められる内部統制の枠組みに準拠して、当社及び子会社等の体制を整備する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・監査役の監査の実効性を高め、かつ、その職務の円滑な遂行を確保するため、監査役の要請に応じ、内部監査担当者に監査業務を補助させる。

⑦ 上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項並びに監査役会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ・監査役は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、いつでも必要に応じて使用人に対して報告を求めることができる。
- ・当該使用人の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査役会等の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

⑧ 監査役への報告に関する体制

イ. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- ・取締役は、職務執行に関し重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著し

い損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、監査役会に報告する。

□. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

- ・ 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- ・ 監査役は、会計監査人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、法律事務所等に専門的な立場からの助言を求めることができ、その費用について会社に求めることができる。その他、その職務の執行について、費用の前払い等を請求した場合は、当社は監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、その費用を負担するものとする。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人等に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① リスクコンプライアンス体制について

当社グループを取り巻くリスクを認識し、適切に対応するため、取締役（社外取締役を除く）、執行役員、各部門長、常勤監査役、その他委員長に指名された者で構成されるリスク・コンプライアンス委員会を設置し、原則として四半期ごとに1回開催することとしております。

リスク・コンプライアンス委員会では、当社グループのリスク管理に必要な情報を共有し、コンプライアンスに係る取組みを推進する他、コンプライアンス違反の事例が生じた場合に迅速な対応、事実関係の調査、再発防止の立案等を行います。

② 職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みの状況

当社グループは取締役会を最上位の意思決定・監督機関と位置付け、運営及び付議事項等を定めた取締役会規程を制定しております。また、社内の指揮・命令系統の明確化及び責任体制

の確立を図るため、経営組織、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定しております。

取締役会は月に1回定期的に、又は必要に応じて適時に開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行っています。また、機動的な意思決定を行うため経営会議を毎週開催しております。

③ 損失の危険の管理に関する体制

当社グループは諸規程を整備し、事業活動を行うにあたり経営の脅威となりうる要因への対応力を強化しています。全社的なリスクマネジメントの統括部としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、各部署におけるリスクマネジメントの適正化を図っています。また、不測の事態が発生した場合には、対策本部を設置し、必要に応じて外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、被害・損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年8月1日から)
(2025年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株主資本合計		
当連結会計年度期首残高	50,000	2,593,690	1,584,503	4,228,194	160	4,228,354
当連結会計年度変動額						
新 株 の 発 行	1,089,500	1,089,500		2,179,001		2,179,001
親会社株主に帰属する当期純利益			1,870,044	1,870,044		1,870,044
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					△160	△160
当連結会計年度変動額合計	1,089,500	1,089,500	1,870,044	4,049,046	△160	4,048,885
当連結会計年度末残高	1,139,500	3,683,191	3,454,548	8,277,240	－	8,277,240

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 1 社
- ・ 連結子会社の名称 デジタルグリッドアセットマネジメント株式会社
- ・ 連結の範囲の変更 デジタルグリッドアセットマネジメント株式会社は、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のデジタルグリッドアセットマネジメント株式会社の決算日は5月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

- ・ 商品、製品、仕掛品、原材料

主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

- ・ 貯蔵品 個別法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物については定額法によっております。

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づいております。また、借地権については、契約年数に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、未収入金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権や破産更生債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 電力PF事業、再エネPF事業（DGP手数料）

DGP手数料は、当社のDGPの利用によって発生する手数料であり、使用した電力量に応じて発生します。顧客と電力需給契約を締結しており、電力の供給を履行義務として識別しております。当該契約は、電力需給契約における顧客との契約条件に基づいて一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の進捗に基づき収益を認識しております。

ロ. 再エネPF事業（非化石証書の代理調達業務）

再エネPF事業においては、非化石証書の代理調達をすることによって手数料が生じております。非化石証書の代理調達業務においては、顧客との代理調達契約を締結しており、非化石証書の引渡しを履行義務として識別しております。非化石証書の支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは引渡し完了の時点であると判断し、当該時点で収益を認識しております。

ハ. 全事業共通（その他収益）

販売業務については、顧客に商品等を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法

・株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

ロ. 一般送配電事業者との電力精算等に係る会計処理

一般送配電事業者との電力精算が発生した場合の損益については、発生した損益を売上高（負の場合は売上高の控除科目）として計上しております。

DGPの事業運営にあたり、電力の需給管理業務が生じます。これにより発生したインバランスの発生損益は、発生した取引コマ毎に決済損益を算定し、これらを全て合算し損益を相殺した上で決済益相当額を売上高に計上し、決済損相当額を売上高の控除科目として計上しております。

なお、発生したインバランスの未決済金額のうち、余剰インバランスによって発生した一般送配電事

業者からの未回収金及び、不足インバランスによって発生した一般送配電事業者への支払金は、各一般送配電事業者毎にそれぞれ合算相殺した上で、未回収相当額を売掛金勘定、未払相当額を買掛金勘定として計上しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
繰延税金資産（純額）	158,830千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に定める企業分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異に対して、将来の税金負担額を軽減できる範囲内で計上しております。

ロ. 主要な仮定

将来の課税所得の算出は、事業計画を基に計算しておりますが、主な仮定は、既存顧客の取扱電力量に新規顧客獲得に基づく成長率を考慮して算定する売上高の増加であります。予算は過年度実績を基に、策定時に入手可能な情報、事業環境を考慮して決定しております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

課税所得の見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があります。例えば、主要な仮定にある、既存顧客の取扱電力量に新規顧客獲得に基づく成長率を考慮して算定された売上高が大きく未達となる場合や、当初想定していない巨額の費用等が発生した場合において、将来の課税所得に影響を与えると判断した場合等、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

28,307千円

(2) 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行と当座貸越契約または貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末におけるこれら契約に基づく借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	10,700,000千円
借入実行残高	260,000千円
	10,440,000千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 6,457,300株

(注) 2025年2月12日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 989,900株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に電力PF事業を行うための必要な運転資金を金融機関からの借入（短期又は長期）により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い預金で運用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年7月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
長 期 借 入 金	1,352,960	1,323,004	△29,955
負 債 計	1,352,960	1,323,004	△29,955

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記

載を省略しております。

2. 預託金は、返還の時期が決まっていないため、合理的な将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから上表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	当連結会計年度
預 託 金	903,416

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。
- ② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
長 期 借 入 金	－	1,323,004	－	1,323,004

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。これらは、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	電力PF事業	再エネPF事業	その他	合計
顧客との契約から生じる収益	4,631,562	449,549	284,146	5,365,258
DGP手数料収益	4,492,671	296,401	2,537	4,791,610
その他収益	138,891	153,147	281,609	573,647
顧客との契約以外の源泉から生じた収益	788,923	△575	－	788,348
計	5,420,486	448,973	284,146	6,153,606

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	1,135,956
契約資産	52,022
契約負債	1,159

契約資産は、電力PF事業及び再エネPF事業関連の電力取引に関する契約について、検針日から期末日までの期間に基づいて充足した履行義務に係る対価に関するものであります。契約資産は完全に履行義務を充足した時点（請求時点）で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、顧客との支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は収益認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、3,467千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引が無いため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 1,281円84銭

(2) 1株当たりの当期純利益 308円73銭

(注) 2025年2月12日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たりの当期純利益を算定しております。

8. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2025年9月11日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

(1) 株式分割

① 株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としています。

② 株式分割の概要

イ. 分割の方法

2025年10月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき6株の割合をもって分割いたします。

ロ. 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 6,457,300株

株式分割により増加する株式数 32,286,500株

株式分割後の発行済株式総数 38,743,800株

株式分割後の発行可能株式総数 91,800,000株

(注) 上記の発行済株式総数は、新株予約権の行使により株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

ハ. 日程

基準日公告日 2025年10月14日

基準日 2025年10月31日

効力発生日 2025年11月1日

二. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の当連結会計年度における1株当たり情報は、以下のとおりであります。

1株当たりの純資産額	213円64銭
1株当たりの当期純利益	51円46銭

(2) 株式分割に伴う定款の一部変更

① 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2025年11月1日をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を変更いたします。

② 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>1,530</u> 万株とする。	第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>9,180</u> 万株とする。

③ 定款変更の日程

効力発生日

2025年11月1日

株主資本等変動計算書

(2024年8月1日から)
(2025年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本合 計		
		資本準備金	資本剰余金合 計	その他利益剰 余 金	利益剰余金合 計			
				繰 越 利 益剰 余 金				
当 期 首 残 高	50,000	2,593,690	2,593,690	1,584,503	1,584,503	4,228,194	160	4,228,354
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	1,089,500	1,089,500	1,089,500			2,179,001		2,179,001
当 期 純 利 益				1,872,902	1,872,902	1,872,902		1,872,902
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							△160	△160
当 期 変 動 額 合 計	1,089,500	1,089,500	1,089,500	1,872,902	1,872,902	4,051,904	△160	4,051,743
当 期 末 残 高	1,139,500	3,683,191	3,683,191	3,457,406	3,457,406	8,280,098	－	8,280,098

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------------|---|
| ① 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| ・ 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
| ③ 棚卸資産 | |
| ・ 商品、製品、仕掛品、原材料 | 主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |
| ・ 貯蔵品 | 個別法 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|----------|---|
| ① 有形固定資産 | 定率法によっております。ただし、建物については定額法によっております。 |
| ② 無形固定資産 | 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づいております。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|---------|---|
| ① 貸倒引当金 | 売上債権、未収入金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権や破産更生債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 |

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- | | |
|--------------------------|--|
| ① 電力PF事業、再エネPF事業（DGP手数料） | DGP手数料は、当社のDGPの利用によって発生する手数料であり、使用した電力量に応じて発生します。顧客と電力需給契約を締結しており、電力の供給を履行義務として識別しております。当該契約は、電力需給契約における顧客との契約条件に基づいて一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の進捗に基づき収益を認識しております。 |
|--------------------------|--|

② 再エネPF事業（非化石証書の代理調達業務）

再エネPF事業においては、非化石証書の代理調達をすることによって手数料が生じております。非化石証書の代理調達業務においては、顧客との代理調達契約を締結しており、非化石証書の引渡しを履行義務として識別しております。非化石証書の支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは引渡し完了の時点であると判断し、当該時点で収益を認識しております。

③ 全事業共通（その他収益）

販売業務については、顧客に商品等を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

- ・ 株式交付費 株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

② 一般送配電事業者との電力精算等に係る会計処理

一般送配電事業者との電力精算が発生した場合の損益については、発生した損益を売上高（負の場合は売上高の控除科目）として計上しております。

DGPの事業運営にあたり、電力の需給管理業務が生じます。これにより発生したインバランスの発生損益は、発生した取引コマ毎に決済損益を算定し、これらを全て合算し損益を相殺した上で決済益相当額を売上高に計上し、決済損相当額を売上高の控除科目として計上しております。

なお、発生したインバランスの未決済金額のうち、余剰インバランスによって発生した一般送配電事業者からの未回収金及び、不足インバランスによって発生した一般送配電事業者への支払金は、各一般送配電事業者毎にそれぞれ合算相殺した上で、未回収相当額を売掛金勘定、未払相当額を買掛金勘定として計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産（純額）	158,834千円

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記 繰延税金資産の回収可能性 ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 28,307千円

- (2) 関係会社に対する金銭債権は次のとおりであります。

短期金銭債権 120,194千円

- (3) 取締役に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

金銭債権 190千円

金銭債務 132千円

- (4) 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行と当座貸越契約または貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末におけるこれら契約に基づく借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 10,700,000千円

借入実行残高 260,000千円

10,440,000千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引高 1,879千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	76,549千円
未確定債務	19,527千円
未払事業税	39,651千円
減価償却費	22,124千円
その他	37,223千円
繰延税金資産小計	195,076千円
評価性引当額	△36,242千円
繰延税金資産合計	158,834千円
繰延税金資産の純額	158,834千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年8月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この税率変更による影響は軽微であります。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

事務機器の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 6.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

11. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たりの純資産額 1,282円28銭

(2) 1 株当たりの当期純利益 309円20銭

(注) 2025年2月12日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たりの当期純利益を算定しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部の変更について、「連結注記表 8.重要な後発事象に関する注記（株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更）」に同一の内容を記載しているため、以下に1株当たり情報に及ぼす影響のみ記載しております。

1 株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報は、以下のとおりであります。

1 株当たりの純資産額 213円71銭

1 株当たりの当期純利益 51円53銭